

●香川県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

善通寺市

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 善通寺市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

昭和61年2月7日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成18年香川県告示第613号の事業地に、善通寺市稻木町字池ノ前、字下川原、字川原、字荒神、字石川、上吉田町字寝馬、字中筋、下吉田町字九頭神、弘田町字朝比奈、善通寺町字砂古裏、字平谷、字長尾端、字伏見、生野町字遊塚、字山相、字西岡、上吉田町3丁目、上吉田町4丁目、善通寺町4丁目、善通寺町6丁目、善通寺町7丁目、文京町1丁目、文京町2丁目、文京町3丁目及び生野本町1丁目を加える。